

日本学生支援機構

奨学金継続・適格認定説明資料

貸与奨学金

1

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「奨学金継続願」の提出

- 🔔 毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提出すること
- 🔔 過去1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての自覚を再認識する機会
- 🔔 自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を判断する重要な機会

適格認定

- 🔔 学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置をとること
- 🔔 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない

2

配布内容

1. 「JASSO『貸与奨学金継続願』準備用紙」

2. 「【重要】日本学生支援機構奨学金継続手続きについて(貸与)」

3

「奨学金継続願」の提出（主な流れ）

スカラネットより「貸与額通知」の内容を確認



「JASSO『貸与奨学金継続願』準備用紙」に記入

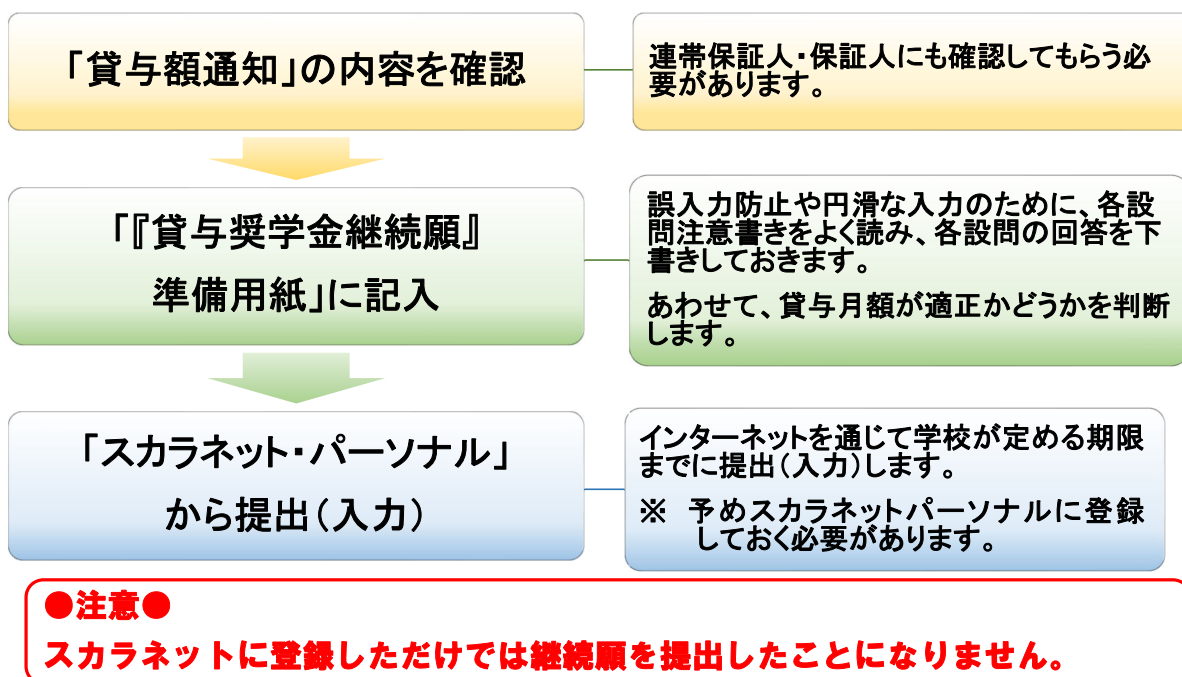


スカラネットから提出(入力)

※スマートフォンからも手続き可。推奨環境を確認してください。

4

「奨学金継続願」の提出の流れとポイント



5

◆継続手続き期間◆

12月16日(月)～1月31日(金)

8:00～25:00 ※12/29～1/3は利用不可

◆注意◆

- * 第一種、第二種の両方を併せて受給している方は、奨学生番号ごとに入力が必要
- * 併給調整により貸与額0円でも手続きが必要
- * 期間の終わりは混みあうため、余裕をもって入力

6

手続き上の留意点①

期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「廃止」となり奨学生の資格を失う

4月以降の奨学金は振込まれない

7

手続き上の留意点②

◆継続希望者は誤って選択しないこと！

「継続の確認」で「継続を希望しない」を選択



**2025年3月末で
奨学金貸与終了**

「返還の義務」について「自覚していない」を選択



次へ進めず手続不能。
一定回数「送信」すると、
処理終了画面へ

「学業不振の処置」について「理解していない」を選択

8

手続き上の留意点③

奨学金を**辞退**する場合も必ず**手続きが必要**！

●継続手続き or ●異動願

2025年3月までの
退学・辞退予定

- * **退学・辞退が確実**→①②のいずれか
 - ①継続手続きで「継続せず」を選択(異動願不要)
 - ②期限までに「異動願」を提出(継続手続き不要)
- * **退学・辞退を検討中**→継続手続きを行った上、
確定後異動願提出

2025年4月から
休学予定

継続手続きを行った上、確定後異動願提出
※**休止期間が2年を超えると辞退(廃止)**

上記以外の時期の
休退学・辞退予定

学生生活課学生支援係に確認

9

入力上の留意点①

●あなたの返還誓約書情報

* 記載の住所は「返還誓約書」に記載した住所

◎変更入力可能項目

- ・本人の住所※
- ・本人の電話番号※

◎保証人住所等、上記以外の変更情報は大学で**手続き必要**。
但し、保証人等の電話番号や勤務先などの変更は貸与
中は**手続き不要**。※

※ 別途、大学学務課への届出が必要です。

10

入力上の留意点②

●経済状況：あなたの1年間の収支①

◎共通事項

- ・記入金額の単位は万円 1万円未満は切り捨て
※小数点は使用不可

例：248,000円の場合

×「248,000」 ×「24.8」 ○「24」

- ・金額は「年額」を入力
※今年度入学者は4月～11月の8ヶ月で計算

●注意！

- ・未入力があると次画面に進めず**手続不可**。該当の無い項目は「0」万円と入力

11

入力上の留意点③

●経済状況：あなたの1年間の収支②

- ◎収入
 - ・日本学生支援機構奨学金欄は自動入力済
※一部含まれない奨学金は「その他」に入力
 - ・貯蓄を取り崩した場合は「その他」に入力
- ◎支出
 - ・学費欄について授業料等は配付資料を参照
 - ・機関保証選択者の「保証料」欄は自動入力済

●収支差(収入－支出)について●

- ・マイナスになると次画面に進めない
- ・学部36万以上、大学院45万以上となる場合、後日面接指導を実施

12

入力上の留意点④

● 誤りやすい事例

- * 学費は親が支払うから支出の学費欄を0円と入力した。
⇒ 支出の「学費」欄と収入の「家庭からの給付」欄の両方に入力
- * 自分の奨学金を兄弟の学費等に充てているので収入の方が支出より多い
⇒ 兄弟の学費等については支出の「その他」欄に計上
- * 就活のため資金を貯めているので収入の方が多い
⇒ 将来的にかかる支出として支出の「その他」欄に計上

13

● 適格認定(学校審査) 認定区分

廃止

奨学生の資格を失わせる。

- * 卒業(修了)延期が確定した者またはその可能性が極めて高い者
- * 当年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない者(学部のみ)

停止

1年以内で学校長が必要と認める期間、奨学金の交付を停止する。

- * 基準は「廃止」と同様であるが、延期後の卒業(修了)予定期に卒業(修了)できる見込みがある者 ※停止期間が2年を超えると辞退(廃止)

警告

奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は次回認定時に奨学金の交付を停止することがある旨警告し指導する。

- * 当年度の修得単位数が著しく少ない者、学修意欲に欠ける者

継続

奨学金の交付を継続する。

- * 上記に該当しない者

14

◆ 手続の完了と結果について

■ 送信の完了

- ・内容に間違いがないか確認の上、「送信」。送信後、受付番号が表示されれば正常に完了です。
- ・受付番号は必ず控えておくこと

●注意● 今年度より、継続願入力期間中は送信後の修正が可能になりました。
継続願入力期間中(1/31まで)に誤りが判明した場合は、スカラネットパーソナルから修正の上、提出後に修正したことを学生生活課学生支援係まで連絡してください。

■ 適格認定の結果

- ・継続認定の場合は通知なし。4月の振込で確認(4月21日予定)。
- ・継続以外の認定は5月末以降通知。 ※警告認定の場合も4月に振込有